

令和元年関川村議会 9月（第7回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和元年9月24日（火曜日） 午後3時30分 開会

- 第 1 認定第1号 平成30年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第2号 平成30年度関川村水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 陳情第6号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情
 - 第 4 議員派遣
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 認定第1号 平成30年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第2号 平成30年度関川村水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 陳情第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の採択に関する陳情
 - 第 4 議員派遣について
- 追加日程第1 発委案第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について（国）
- 追加日程第2 発委案第8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について（県）
-

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長 加 藤 弘 君

副 村 長	宮 島 克 己 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総務政策課長	野 本 誠 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内 信 幸
主 任	石 山 洋 介

午後3時30分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程第1、認定第1号 平成30年度関川村各会計の決算認定について

日程第2、認定第2号 平成30年度関川村水道事業会計の決算認定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、認定第1号 平成30年度関川村各会計の決算認定について及び日程第2、認定第2号 平成30年度関川村水道事業会計の決算認定についてを一括議題とします。

ただいま議題となっています議件については平成30年度決算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、特別委員長の報告を求めます。特別委員長、小澤 仁さん。

○決算審査特別委員長（小澤 仁君） 平成30年度決算審査特別委員会報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 会議規則第43条及び議会運営規程第88条の規定により、委員長報告に対する質疑は許されませんので、これより討論、採決に入ります。委員長、ご苦労さまでした。

初めに、認定第1号 平成30年度関川村各会計の決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号を採決いたします。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成30年度関川村水道事業会計の決算認定について討論を許します。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3、陳情第6号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情

○議長(渡邊秀雄君) 日程第3、陳情第6号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情を議題とします。

本議件について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長(伊藤敏哉君) 陳情審査報告書による報告があった。

○議長(渡邊秀雄君) 陳情第6号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情について質疑を許します。

質疑はありませんか。9番、伝信男さん。

○9番(伝信男君) 委員長、この中で何か委員の中からこれに対しての意見あれば、お聞きしたいのですけれども、何もなかったのですか。

○総務厚生常任委員長(伊藤敏哉君) 当陳情につきましては、これまでも数回、あるいは数十回にわたってその都度議会に要請があつて審議をしてまいった案件です。それで、その都度要望書の内容は若干変わってきておりますが、まだまだ公立高校に比較して県の助成、国の助成は十分ではないですねという委員からの発言はございました。

○議長(渡邊秀雄君) ほかにありませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) これで質疑を終わります。委員長、ご苦労さまでした。

陳情第6号について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより陳情第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発委案第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について（国）

追加日程第2、発委案第8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について（県）

○議長（渡邊秀雄君） 追加日程第1、発委案第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について（国）及び追加日程第2、発委案第8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について（県）を一括議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。総務厚生委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君）

発委案第7号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について（国）

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和元年9月24日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 伊藤敏哉

関川村議会議長 渡邊秀雄様

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

本文並びに記の3項目は割愛させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月24日

新潟県岩船郡関川村議会
議長 渡邊秀雄

《意見書の提出先》

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 安倍晋三様
総務大臣 高市早苗様
財務大臣 麻生太郎様
文部科学大臣 萩生田光一様

発委案第8号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への
私学助成の充実を求める意見書の提出について（県）

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和元年9月24日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 伊藤敏哉

関川村議会議長 渡邊秀雄様

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、
私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

本文と2つの項目は朗読を割愛させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月24日

新潟県岩船郡関川村議会
議長 渡邊秀雄

《意見書の提出先》

新潟県知事 花角英世様

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これより提案書に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、発委案第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について（国）の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより発委案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。

したがって、発委案第7号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することになります。

次に、発委案第8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(県)の討論を許します。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより発委案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。

したがって、発委案第8号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することになります。

日程第4、議員派遣

○議長(渡邊秀雄君) 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたと思います。なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長(渡邊秀雄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時46分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員